

[事案 30-166] 入院給付金支払請求

・平成 31 年 3 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

約款に定める入院には該当しないなどとして入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

屋根裏部屋から転落し、骨折により約 5 か月間入院したので、平成 20 年 4 月に契約した収入保障保険の災害入院特約および平成 27 年 8 月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、約款に定める入院には該当しないなどとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 他社との生命保険契約では、問題なく入院給付金が支払われている。
- (2) 毎日のリハビリ通院は困難であり、入院はやむを得なかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が事故当日に受診した病院の診療記録等によると、申立人の希望による入院であり、入院中の治療も外来で可能な治療であることも確認しており、医師は必ずしも入院の必要性はないと判断していた。
- (2) 入院の動機自体についても疑問が残る。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、他社の支払判断は本契約における入院給付金の支払判断の根拠にはならず、本入院が約款における「入院」（医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当するとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 病院の診療録によると、担当医から申立人に「必ずしも入院での加療の必要性なし」という判断が伝えられたのは、入院から数日後のことであった。
- (2) 保険会社は、申立人に対し、上記の数日分に限り入院給付金を支払う旨の打診を行った経緯がある。